

資料5

指導監督用リーフレットについて

保安・環境課

近畿地域事業用自動車安全対策会議

「乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について」

(平成28年11月7日付け通達)

事業用自動車の安全確保の徹底については、機会あるごとに注意喚起しているところであるが、今般、大阪府門真市において、貸切バスの運転者が運転中にスマートフォンを用いてゲームアプリを操作するという事案が発生した。

本件については幸い事故に至らなかったものの、先月26日には愛知県一宮市において運転者がスマートフォンでゲームアプリを操作しながら走行していた自家用トラックに小学生がはねられ死亡するという事故が発生している。いうまでもなく、運転中にスマートフォン等の画像を注視する行為や携帯電話を用いて通話する行為は、道路交通法で禁止されている極めて危険な行為であり、本年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、貸切バスの信頼を回復するための様々な取り組みを行っている最中に、事業用自動車の運転者が、このような安全を軽視する行為を行ったことは極めて遺憾であると言わざるを得ない。

については、貴会会員に対し、乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について改めて徹底するとともに、貴会においても、同種事案の再発防止のための有効な対策を速やかに検討し報告するよう要請する。

運転中の携帯電話等使用による主な重大事故

平成28年3月、東京都において、観光バスが回送運行中、交差点右折時に、スマートフォンを操作しながらの運転により、青信号で横断中の自転車利用者(小学生)をはね、死亡させた。

平成29年5月、愛知県の名神道において、大型トラックが運行中、渋滞の最後尾に追突、5台が関係する多重事故となった。この事故で2名が死亡、4名が負傷した。事業者からの報告によると、事故を起こした運転者は、スマートフォンを見ていたとのこと。

平成29年8月、岐阜県の中央道において、大型トラックが運行中、工事規制区間の工事車両に追突、さらに積荷の落下で高架下の4台も巻き込む事故となった。この事故で1名が死亡、9名が負傷した。報道によると、事故を起こした運転者は、スマートフォンを見ていたと供述しているとのこと。

平成29年11月、滋賀県において、大型トラック運転者のスマートフォンを操作しながらの運転により、前方車両に追突した。この事故で1名が死亡、4名が負傷した。

- ✓ **携帯電話使用禁止**等、道路交通法遵守の徹底について、
事故事例を用いてより詳しく説明

⇒『事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項』



【指導のポイント】

「道路運送法」など運転に係る法令の遵守について指導しましょう。
指導する際は、例えば、

「運転中の携帯電話・スマートフォンの使用などは
運転への注意が著しく逸れることから事故につながる危険行為であること」
等、単にルールを守ることに留まらず、なぜそのルールを守るべき必要があるのかを
理解させましょう。

重大事故事例

平成28年3月、貸切バスが回送運行中、交差点右折時に、スマートフォンを操作しながらの運転により、青信号で横断中の自転車利用者（小学生）をはね、死亡させる事故が発生。

平成29年11月、大型トラック運転者のスマートフォンを操作しながらの運転により、前方車両に追突し、1名を死亡させ、4名に負傷を負わせる事故が発生。

運転者に対しては、運転中の携帯電話等の操作が法令違反であることはもとより、いかに危険な行為であるかを理解させ、使用の禁止を徹底してください。

その一瞬が交通事故に！ 「ながらスマホ」は危険！



自動車が2秒間に進む距離

※秒速(m/s)＝時速(km/h)÷3.6で算出。小数点第2位以下四捨五入。

30km/h

約16.6m

60km/h

約33.2m

80km/h

約44.4m

スマホの画面を2秒間見ると、
時速60kmでは約33.2mも進みます。



近畿運輸局

